

令和4年第3回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第115号

令和4年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和4年9月5日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和4年第3回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和4年9月7日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 真 鍋 泰二郎 | 2番 石 崎 保 彦 |
| 3番 鈴 木 崇 容 | 4番 常 包 恵 |
| 5番 京 兼 愛 子 | 6番 竹 林 昌 秀 |
| 7番 川 西 米希子 | 8番 合 田 正 夫 |
| 9番 三 好 郁 雄 | 10番 白 川 皆 男 |
| 11番 大 西 樹 | 12番 松 下 一 美 |
| 13番 三 好 勝 利 | 14番 大 西 豊 |
| 15番 川 原 茂 行 | 16番 白 川 正 樹 |

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

15番 川 原 茂 行 1番 真 鍋 泰二郎

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 萩 岡 一 志

| | | | |
|-------------|------|----------|------|
| 企画政策課長 | 鈴木正俊 | 地域振興課長 | 松下信重 |
| 税務課長 | 小縣茂 | 住民生活課長 | 山本貴文 |
| 福祉保険課長 | 池下尚治 | 健康増進課長 | 國廣美紀 |
| 農林課長 | 藤原道広 | 建設土地改良課長 | 河田勝美 |
| 地籍調査課長 | 宮崎雅則 | 会計管理者 | 黒木正人 |
| 琴南支所長 | 河野正法 | 仲南支所長 | 多田浩章 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 香川雅孝 | 生涯学習課長 | 亀井真治 |

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、15番、川原茂行君、1番、真鍋泰二郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○白川正樹議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、石崎保彦君、質問を許可いたします。

○石崎保彦議員 時節柄、防災に関する行事、それから情報が多い時期でございますが、私も今日は地域防災の中で共助の部分、公助、共助、自助とございますが、共助の部分についてお伺いいたしたいと思っております。

また、本日はたくさんの傍聴の方がありがとうございます。関心を持ってもらって、本当にうれしい気持ちでございます。聞きますと、四条地区の方、ありがとうございます。

そしたら、質問に入っていきたいと思っております。

災害の発生時には、地域の自衛消防団、それから公設の消防団、それから仲多度南部消防本部、当地においては、さらに災害規模によっては自衛隊等の組織に統率された公助力による救助活動が大きな力を発揮するわけでございますが、まんのう町の国土強靱化計画、これを見ましても、第3章の2節に脆弱性評価の結果概要のところ、事前に備えるべき9項目の目標を定めてございます。

1番から8番はまさに行政において実行しなければならない課題であります。では、最終の9番目にあるのは、ここに地域住民一人一人が防災・減災への備えに取り組み、自助、

共助に基づく地域の防災力を高めることとあります。つまり我々が住民と共に住民皆様の防災意識の涵養と防災への備えの向上を推進せねばなりません。この住民レベルにおける自助、共助力を強くすることは、震災発生時に大切なまんのう町民の命を守ることになります。この9番目に記載された自助力、共助力の強化は、災害発生時において最初に接する命の救済効果を上げる大きなチャンスと確信しております。これは他地域の過去の災害発生後の分析においても明らかになっております。公助へつなげるまでの自助、共助が強いということは、そういったその地域のコミュニティーや行政地域の人的被害を抑制できるはずです。

本日はこの共助体力強化と構築において、当町の行政としてどうバックアップしていただけるのか、できるのかを質問いたしたいと思えます。

まず、防災士について伺いたします。

現在、まんのう町で災害発生時にボランティア活動に当たるとされる防災士の資格取得者は現在何名なのでしょう。そのうちまんのう町防災士連絡協議会への登録会員は何名なのでしょう。

町は防災士育成事業費補助施策として資格取得において助成を実施していますが、本制度開始後の活用人数及び資格取得後のまんのう町防災士連絡協議会への登録人数はどういう状況でございましょうか。

また、防災士資格をお持ちの方で、一つ目ですが、24時間町内に在住の防災士の人数、勤務先もしくは仕事場と自宅が同じ町内にあるとされる方、それから2番目が、まんのう町に住んでいらっしゃるんですが、町外への勤務者、通勤者ということは、日中はいらっしゃらないわけですね、この方の人数。それから逆に町外からまんのう町へ通勤なさってお勤めしていただいている方、この人数等の把握はできているのでしょうか。この2点についてちょっと伺いたしたいのですが、伺いたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員の防災士の資格取得者数についての御質問にお答えいたします。

防災士とは自助、共助、協働を原則として地域社会の様々な場で減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識、技能を有する者として特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者でございます。

現在、住所をまんのう町として登録されている防災士の資格取得者数は、日本防災士機構の集計によりますと、令和4年7月末時点で67名となっております。

また、まんのう町に在住する防災士によって組織され、町民に対し防災に関する知識の普及啓発等を行うまんのう町防災士連絡協議会の登録会員数は現時点で25名となっております。

町が実施しております防災士育成事業は、防災士の資格を得ようとする方へその費用を助成するものであり、平成25年4月より実施している事業であります。事業開始以降、現時点での利用者数は30名となっており、まんのう町防災士連絡協議会の会員となって

いるのは21名です。

次に、防災士の24時間町内在住者数及び町外勤務者数、町外からの通勤者数の把握状況についてお答えいたします。

防災士育成事業補助金の補助対象者は町内に住所を有する者であり、本事業利用者は町内在住者ではありますが、24時間町内在住者であるか、また、町外への勤務者であるかの情報は把握しておりません。

また、町外から勤務している防災士につきましては、本町に住所を有していないので把握しておりません。

防災士育成事業補助金を利用した方の氏名や住所等の情報は把握しておりますが、職業、勤務先等については把握しておりません。

また、補助金を利用せずに取得した方の情報については、日本防災士機構より人数のみの情報提供で、詳細については把握できておりませんので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 石崎さん。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。

何を確認したかったかといいますと、例えば平日の日中に災害発生の場合、この場合に町外での勤務者は町内におりません。災害発生時のボランティア活動に参加できないことになるわけです。逆に町外在住、それから町内への通勤勤務者、こちら町外に住んどって、こちらへ来られてる方、この方については、本人の職場及びその近隣において、災害発生時の支援、救済活動が可能かと思えます。つまり災害発生時において、基礎知識を身につけたより効果的な救助、救済に取り組める共助体力をつかみたかったのです。

できればアンケート等を実施していただいて、日中の防災士人数、町内在住のですね、それから、地域的分布をつかめれば、より効果的な共助効率が上げられます。ぜひ共助レベルにおける防災体力強化のために実施願えればと思えますが、いかがでしょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの再質問、日中に活動可能な防災士の数を把握するため、アンケート調査の実施の考えはとの御質問にお答えいたします。

防災士の情報につきましては、まんのう町防災士連絡協議会会員及び防災士育成事業補助金を活用した方しか把握しておりませんので、有効なアンケート調査を実施することは困難かと思われます。また、町外から町内へ勤務されている方の情報は入手することができませんので、直接的な働きかけはできかねるかと思えます。

御指摘のとおり、防災士の存在は地域の共助力を高める存在であります。発災時には自治会や自主防災組織と協力し、避難誘導や避難所運営等に協力いただくことを期待しているところであります。

アンケート調査による実態把握は困難ですが、防災士の平時からの連携を図るため、まんのう町防災士連絡協議会と協働し、町内の防災士資格取得者に対し、同協議会への参画を促すよう広報等を通じて周知啓発を行い、把握可能な絶対数を増やすよう検討してまい

りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。

確かに難しい問題ではあると思います。それと同時に、これもしアンケートが取れて、日中の町内在住人口がつかめれば、非常にあともろもろで活動がスムーズに運べるのかなという気がします。

続きまして、防災発災時の地域共助体力の強化の観点から、今のを踏まえた上なんですけど、町外から町内への通勤勤務者に対して、発災時に本人家族の安否状況確認終了後においてですが、当町にとどまり、ボランティア活動可能な場合、そういう場合に限定されるんですけど、勤務先及び当町内の本人勤務先、近隣地域において、防災士として救助、支援等、ボランティア活動に従事いただけることを補給条件として、防災士育成事業補助の適用は考えられませんか。これが一つです。

また、災害発生時のボランティア活動に関わる防災士と連携し、現場において共助力向上を図る人材育成の方法として、防災士より簡単に資格取得ができ、防災と救済の基礎的知識が涵養される防災介助士、あるいは防災危機管理者等の資格取得を目指す者に対して、防災士育成事業補助に類似した補助制度適用のお考えはございませんか。

もちろんその資格制度を統括する団体、資格の内容、資格の有用性については厳格な検証が必要かと思いますが、特に防災介助士は女性、高齢者、それから学生等の皆様にも資格取得がしやすく、この人数が増えれば、防災士と連携して、平時の町民の防災意識の涵養、それから発災時の地域共助体力は大幅に強化できると思いますが、この点についてはいかがでございましょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員の防災士育成事業の適用条件と適用拡大についての御質問にお答えいたします。

現在、防災士育成事業補助金の対象者は本町に住所を有する者を前提として、防災リーダーとして町内自主防災組織や自治会等で活動する意思がある者に限定されております。ゆえに町外に住所を有する方は対象外となりますが、県内の8市9町全ての市町で同様の補助事業を実施しており、住所を有する市町にて補助事業を利用していただくことが可能であるため、本町以外の住所を有する方を対象とすることは考えておりません。

防災士の基本理念として「地域や職場と協力し、各種防災活動を行う上でのリーダーシップを発揮する」とあります。平日の日中職場で発災した際には、職場にて可能な範囲で被災救護や支援活動を行っていただくことにより、共助による本町の災害対応に寄与いただくことを期待いたしております。

次に、防災介助士、防災危機管理者の資格取得費用補助の考えについてお答えいたします。

現在施行しております防災士育成事業では、特定非営利法人日本防災士機構が実施する

防災士となるための講習や試験に必要な費用を補助するものであり、防災危機管理者や防災介助士の資格取得費用は対象外となっております。

御指摘のとおり、発災時の避難誘導や人命救助、さらには災害発生後の復興活動、事業継続、ボランティア等にリーダーシップを発揮する防災危機管理者は地域防災力の向上に資する人材だと考えます。

また、防災介助士については、高齢者や障害者など支援や配慮が必要な方々、つまり要配慮者、避難行動要支援者と呼ばれる方への対応に焦点を当てた防災対応について学び、介助や応急手当て、搬送といった専門的な知識を習得した人材であります。

2011年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数が約6割となっており、要配慮者への対応の必要性は重要課題であると認識いたしております。

以上のことから、防災危機管理者や防災介助士の取得費用補助の施行に向け、各資格の内容や取得手続等を精査した上で、当該補助金の適用拡大について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 すみません、傍聴人は発言できませんので、よろしくお願いたします。発言を止めてください。

石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。ぜひ御検討を進めていってほしいと思います。

特に学生あたり、これ年齢制限なかったんで、調べてみると、中学生あたりでこういった資格を取っていただいて、関心を持ってもらおうと、非常に発災時の効果も上がってきますし、災害に対する捉え方、考え方も非常にいいものができると思いますので、ぜひお願いたします。

それから、女性等にも、この間、私の地区で自主防災の訓練をしたんですが、コロナ禍ですが、ちょっとやってみたんですけども、案内を自粛したんですけど、25自治会から回覧板で参加要請しますと、お願いしますと160名の御参加があったんです。日曜日の午前中ということもあったんですが、やっぱり女性の方、それからちょっとお年の高い方が多かったんですね。でも一生懸命にそのときの土のう作りと、それから消火器の操作と、それから地震体験車を経験してもらったんですが、非常に関心を持っておられて、スムーズに事が運びました。ということはやっぱり理解が高いと思うんです。ですから、そういったところにつなげるためにも、もっと拡張していくためにも、特に学生、女性あたりを対象に、介助士あたりの普及ができたらうれしいなと思うところがございます。

そしたら、次の質問に参りますが、関連してなんですけども、先ほど御答弁いただいた町外から町内への勤務者に対する防災士さんのことに関してなんですけど、これは先ほどの御答弁で非常に情報の入手が難しいということでしたんですが、まんのう町の防災士機構と連携しまして、何とか前向きなお申出をいただいて、人数を把握していけたらと思うん

ですが、災害発生時に地域の防災力、共助力、この強化についてですが、当町内の勤務先における防災士さんですね、日中に対して、もしお名前が把握できた段階においてになります。本人勤務先及び勤務先の近隣地域において救助、それから救援活動のボランティアに活動していただける協力依頼をその防災士の勤務先の代表者あたりへのお願い、こういったものが、これ今後になると思うんですが、実施していただければうれしいなと思います。

それから、多分、これは今時点では何もできてないと思うんです。固有名詞自体が分かっておりませんので、働きがないと思うんですが、それと、災害発生時において、行政と防災士連絡協議会が連携して、より効果的なボランティア活動に従事してもらうための協定や、各防災士の担当エリアとといいますか、これ、ボランティア活動が中心になってますので、ここまでは難しいかとは思いますが、これはお互いの協力関係にあると思うんですけれども、従事してもらうための協定とか、担当エリアですね、この方は日中ここにいらっしゃるから、この辺りを中心にとかいうこのエリアの設定等の発災時の救助対応シミュレーション等の策定はできているのでしょうか。

それから、災害発生時に道路状況、河川状況によって、町指定の指定避難場所への避難が困難な場合も出てくるんですよね。現に過去、私、神野になりますが、神野公民館が避難場所やったんですが、直前にあります金倉川は岸が浸食されて、南側から北へ渡れなくなったんです。そうすると行けないわけです。それで、急遽、いろいろ話をして、真野、それから岸上の少し上の方は西真野の集会所、ここは非常に安全らしいので、ここにこれからの緊急の避難所としたんですけれども、そういった場合の緊急一時避難先として町指定避難場所への移動が可能になるまで、近隣住民を受け入れてもらえる場所が必要となりますが、現時点において町とこのような提携を行った企業、また、寺院とかも入ると思うんですが、こういった例はございますでしょうか。

それから、今後のこういった提携先の確保についてのお考えをお示しいただきたいと思っています。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員の防災士勤務先への協力依頼と今後の展望、防災士連絡協議会との連携シミュレーションの策定状況、企業との避難場所に関する提携についての御質問にお答えいたします。

防災士の勤務先の把握はしておりませんので、個別に協力依頼を行うことは困難かと思われます。また、勤務先は町内外にあるかと思しますので、香川県や県内各市町と連携し、防災士の活動に理解を得られるよう、企業に対して防災士の役割や存在意義の周知の実施について検討してまいりたいと考えております。

次に、発災時の防災士の担当エリア等のシミュレーションについての御質問にお答えいたします。

発災時の防災士の担当シミュレーションについて、町の災害対策としては策定しており

ません。発災時、町の災害対策本部が防災士連絡協議会と直接連携し、災害対応に当たることは考えておりませんが、自主防災組織や消防団、各種ボランティア団体等と連携し、災害対応に当たります。平時から防災士個人が自主防災組織や自治会等の地域団体に参画し、防災リーダー的な役割を担い活動し、発災時には自らの身を守るとともに、避難所運営等の地域防災活動等で活躍されることを期待しております。

次に、企業との避難場所に関する提携状況についての御質問にお答えいたします。

現在、有限会社正木鉄工所及び株式会社村上重機と災害時における一時避難場所の使用に関する協定書を締結いたしております。本協定により、発災時には町の要請があった場合や地域住民が避難してきた場合は一時避難場所として開設いただくこととなっております。

企業との連携につきましては上記のみですが、大規模な河川氾濫やため池の決壊が生じた場合、町の指定する避難所だけでの対応が不十分であることも想定し、町内に施設を有する企業と一時避難場所の提供に関する協定等の締結を検討し、より安全な一時避難場所の確保を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 ありがとうございます。

ぜひこういったことが進んでいけばいいと思うんですが、自治会、それから自主防災の協議会、これも結構関心を持っていると思うので、その辺と防災士さんの連携、例えば地区内に居住していらっしゃるんだったら自治会とかですね、それから自主防災の区域内、その方とはその辺あたりで密に連絡を取りながらというのがよろしいのかなという気もしますが、結構な人数いらっしゃいましたんで、先ほどお伺いしますと、うまく機能するように、せっかく取られた資格でございますから、中にはやっぱり補助も行っておりますので、ぜひそこは機能していくように、自治会、それから地域としても関わっていきたいと思います。

それから、避難所の件につきましては、ぜひお願いいたしたいと思います。これ、地元でもそこそこは動いておるんです。寺院とか、お寺さんの本堂に何かのとき頼めんかとか、結構床が高いですし、広いですし、やっておるんですが、バックアップとして行政のほうもそういった特に企業様あたりにこれを進めていただければ、非常に安心なのかなという気がいたします。

それでは、続きましてAEDの設置についてなんですけれども、現在、まんのう町ではAEDの設置を50施設に配置していただいております。つきましては、各施設の勤務者、それから町の職員の方、我々も含めなんですけれども、議員と、それからこういった発災時にリーダーシップを取られなければいけない層に対しての消化器、それからAEDの操作は伝達してはいるのでしょうか。コロナ禍で非常に訓練もしにくい時期ではございますが、定期的な訓練実施はいかがでございましょうか。

また、災害の発生状況、発災時の状況においては、1施設で複数のAEDの処置必要者

が出る場合もあると思います。例えばある場所で会合とかがあって発災したと。AEDが1個しかないという場合に、非常に悩ましい問題も出てくるんかと思います。こういったことが想定されますので、収容人員が一定規模以上の施設に関しては、2基以上の、コストの問題もあるんでしょうが、AED設置が人命救助を考えますと必要かと思われま。ぜひ増設をお願いしたいのですが、この点につきましてのお考えはいかがでございましょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員のAED・消火器の操作訓練、AEDの設置数についての御質問にお答えいたします。

AEDの使用方法については普通救命講習に含まれておりますが、保育教諭を除く町職員の普通救命講習は平成23年以降実施できておりません。また、消火器の使用訓練につきましても実施できていないのが現状でございます。

保育教諭につきましては、各園において普通救命講習を定期的に受講してはりましたが、コロナ禍において講習自体の開催ができず、受講できていないのが現状です。消火器の操作訓練につきましては、毎年、各子ども園にて避難訓練を実施する際に、定期的に消火器の使用訓練を含めて訓練の実施をしております。

普通救命講習や消火器の使用訓練の実施は救急事案や火災時の初期対応に行うため必要であり、町職員を対象とした普通救命講習等の実施に向け、講習を開催する仲多度南部消防と連携し、検討協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、AEDの増設についての御質問にお答えいたします。

令和4年4月1日の時点でAEDの設置数は50施設52台となっております。満濃中学校及びスポーツセンターまんのうに2台ずつ設置しており、その他の施設については各1台ずつの設置となっております。

御指摘のとおり、規模が大きい施設に設置台数が1台では初期対応に遅延が生じる可能性があると思います。心臓、呼吸が止まってしまうような救急案件では、1分1秒を争う対応が求められます。少しでも救命の可能性を高めるため、いま一度、町内施設の規模や利用者数の推移を確認し、一定規模以上の施設に対する複数台の設置について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 非常に力強いお言葉をいただきましてほっといたしました。ぜひお願いたしたいと思います。

その場に遭遇して、ひょっと2人、3人という方がそういう状態になったときに、非常に現場の方も戸惑うし、迷うし、大変な事態になると思うんです。その場合に、やっぱり扱える方の人数の確保と、それから、そういった施設に対しては少し多めの設置が、ふだんは本当に必要のないもので、無駄なような気はするんですけども、大事な人命を守るためのものですので、ぜひお願いできたらと思います。

発災時においては、各消防組織の皆様の迅速、的確な活動に対して、住民の皆様は大きな期待を持っております。それから、安心と信頼を置いております。

例えば織物に例えますと、この消防組織、指揮命令系統がすごく通った消防組織、行政組織ですね、これを強靱な縦糸として考えますと、ここに現在37団体の登録があると思うのですが、自主防災組織の活動のもう一回見直すと、それから前進、こういったものを進めていって、そこに共助、自助体力を備えた住民、すなわち防災士、それから、先ほどの防災介助士等のボランティア活動を行えるという横糸を放り込んでいきますと、まんのう町の強い地域防災という強靱な布が織り上がるのではないかなと思います。

今後、さらなるまんのう町の災害発生時の共助体力の強化に向けた御指導、それから御支援、施策導入等を強くお願い申し上げて、今回の私の質問を終わります。多岐にわたりありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、2番、石崎保彦君の発言を終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

4番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

常包恵君。

○常包恵議員 ただいま議長の許可をいただきました4番、常包であります。ただいまから、通告に基づきまして、9月議会の一般質問をさせていただきます。今回、はや令和4年度も今月で半分が終わるという状況であります。今からこの議会が終わりますと、この議会の議論も踏まえて、来年度の事業の選択といいますか、検討、そしてそれに基づく予算の編成作業が議会終了後に始まっていく時期かと存じます。そのような意味で、本日は大綱的な質問、3点にわたって質問をさせていただきます。

一つは男女共同参画社会の推進、二つ目に人口減少社会への対応、三つ目として町の契約方法、プロポーザル方式のことについてお伺いしたいと思います。

それでは、1番目の質問、男性も女性も性的な少数者の方も一人一人みんなが輝く社会、地域づくりについてお伺いいたします。

先月の新聞報道を読まれた方、おいでますかね。男女不均衡、改革の正念場という見出しがあります。芸術文化分野の審査員の77%が男性の方、そして、それぞれのその賞の一等賞は66%が男性というようなことが報じられています。

さて、性別に関係なくお互いに尊重し、誰もが輝くまちづくりを基本理念といたしました男女共同参画プランが今年度から始まっております。これは議員の皆さん、私たちにも配付されておりますが、その目標の中で、一つはあらゆる分野で男女共同参画を推進するための条件整備、二つ目として誰もが活躍する環境づくり、三つ目として全ての人権が尊重され、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり、このような三つの大きな基本目標が定められておりますが、今回は二つ目の環境づくりについてお伺いいたします。

先ほど申しましたように、町の政策、方針を決めていく政策決定の場に女性の参画、参加促進についてお伺いいたします。

町の各種審議会、委員会があろうかと思いますが、女性の割合は幾らなんでしょうか。また、女性がいない委員会、会議はありますか。

4年前、平成30年の12月議会で、特段の条件がない限り、男女比率の不均衡を解消するよう働きかけてまいりたいという町長の答弁をいただきました。

また、このプランの中では、委員の公募制の積極的な採用、そして、公募制の中で女性の積極的な採用を図るといようなことも述べられておりますが、4年間の取組や、また、現状、今後の取組についてお示しをお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の4年間の取組、現状、今後の取組についての御質問にお答えいたします。

令和4年度から第3次まんのう町男女共同参画プランを推進しております。取組につきましては、第2次プランより継続して「性別にかかわらず、お互いに尊重し、誰もが輝くまちづくり」を基本理念に掲げ、行政、事業所、町民が三位一体となって男女共同参画社会の推進に努めてまいりました。

現状につきましては、初期プランの策定以来、男女共同参画社会の形成に向けて取組を進めてきたものの、解決すべき課題や新たに取り組むべき課題が多く存在しております。

男女共同参画社会についての理解は、本町だけでなく、社会全体で取組が進められてきたことにより、浸透しつつあります。それでも払拭し切れない固定観念的な性別役割分担意識、女性活躍推進に関する状況や仕事と生活の調和の推進において、町内事業所及び団体などの女性管理職への登用や働きやすい職場環境の整備、あらゆる暴力の根絶やLGBT等の多様な性への理解促進など課題だと考えられます。

また、香川県県内市町の審議会の女性委員の割合を見ると、本町は18.4%となっており、香川県(32.1%)や他市町と比較すると低くなっております。次に、女性委員がゼロの委員については監査委員があります。今後は、委員公募制において、女性の積極的な採用に努めてまいりたいと考えております。

今後の取組につきましては、本町では広報誌に掲載している「人権コラム」での男女共同参画に関する啓発推進やパンフレット、ホームページ、講演会などの利用、関係機関と連携した男女共同参画に関する広報・啓発活動の実施、また、町職員や事業主等を対象に講演会を開催するなど、今後も引き続き取り組むことが重要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。女性がいない委員会は実質的にないというお答えですね。監査委員2名以外はないというお答えでありました。

まだまだ他市町に比べたら少ないという状況もあるようですし、なかなか、私も63歳になりまして、生きてくると、今の社会の常識、今までの常識の中で育って大きくなってきていますから、男とか女とかいう役割分担、それもその中で育ってきているので、それ

を知らず知らずそれで生きてきていますから、そこをのけていくというのは大変な意識が要るかと思いますが、ぜひ行政の力でそういう浸透をいただきたいというふうに思います。

それから、委員の公募制、それぞれまんのう町の委員はそれぞれの条例の中で何々審議会を設けるというふうになっていて、そこで学識経験者など、構成を書かれているようでもありますけど、その中に公募委員は何人入れる、必ず入れるというような条項づくりも含めて、職員の方、大変かもわかりませんが、そういう条項づくりを考えていただいて、また、それぞれの委員が任命されてきた場合においては、町長の決裁になろうかと思うんですが、そのときにはなぜ女性が入らないのかというようなことも含めて、検討状況を町長のほうで把握いただきたい、推進体制を町長のほうでリーダーシップを持っていただきたいことをお願いしておきたいと思います。

それで、次にまんのう町役場としての事業所について、先ほど事業所の方への講演会いろいろ言われましたが、続いてお伺いいたしますが、まんのう町の女性の管理職はどのような比率でしょうか。このプランの中を見ますと、まんのう町は6.7%、8市9町の中で下から2番目なんですけど、これは職員全体での比率でしょうか。全体であれば、一般行政職だけで見ると、どのような比率になっているのでしょうか。

第2次特定事業主行動計画、まんのう町として町の職員の男女の共同参画を進める計画があるんですけど、その中では、令和7年度に女性の管理職は25%以上という目標を立てておられるようですが、現在の見解をお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の女性管理職比率の向上についての御質問にお答えいたします。

初めに、ここで言う管理職の定義ですが、管理または監督の地位にある職員の職として、一般行政職の課長補佐級以上の職員を対象に総務省が行っている給与実態調査の数字に基づき回答を進めさせていただきます。

管理職全体における女性管理職の比率は、5年前の平成30年度では7.7%であり、令和4年度では12.5%の比率であり、5年間の推移を見ますと、比率は徐々に上昇傾向であります。

また、視点を変えて、一般行政職の職員の男女比率に着目してみますと、平成30年度では男女比率が8対2に対し、令和4年度では男女比率が7対3となっております。こちらも先ほどと同様に、徐々にではありますが、女性比率が向上している状況でございます。

以上が女性の管理職登用の現状でございますが、町としても今後も女性の管理職登用に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

時代の流れとして、男女共同参画は当然のこと、個々の多様性など、一人一人が豊かな人生を送れる社会を目指す今、町としても女性の管理職登用はもちろんのこと、有能な人材を公正に評価する仕組みを整え、結果的に女性の管理職登用の比率改善につながるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。

人材育成というのが裏にきちんとない、その計画がないと登用ということにはならないと思いますが、補佐級以上で少しだけ伸びているということでもあります。課長補佐の方が増えないと、課長の方も増えないというのは現状逆にあるかと思いますが、課長級の方では、私、増えていないんじゃないかと思うんですね。1名だけですかね、まんのう町の中では。それは平成30年と変わっていないと思うんです。その辺、長期的な視点が要りますけれど、長期的に考えて、係長から課長補佐、課長という形で、経験と研修をしていただいて、人材育成を図っていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

次に、男性も女性も気持ちよく働き続けられる役場の現状を受けてお聞きいたします。

特に男女比率が偏っているのではないかとと思われる職場について、現状をお伺いいたします。

こども園の男女比率はどのようになっておられるのでしょうか。正規職員だけでなく、会計年度任用職員も含めてどのような比率になっておるのでしょうか。

また、ハード面ですね、トイレ、休憩室などが対応が可能かどうか。先月末、新しくできた満濃南こども園の新しい施設を見させていただきました。きれいなところで、本当に今、輝いていると思います。見落としたのかもしれませんが、トイレは男女別に、また、多目的トイレも造られておりましたが、更衣室、休憩室までは見つけることは、私、できなかったんですが、こども園の現状についてお示してください。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 常包恵議員の男女が共に気持ちよく働き続けられるように、こども園の現状はどの御質問にお答えいたします。

まず、こども園の職員についてでございます。園長以下、保育教諭、保育助手といたしまして、町内の6施設におきまして、124名の職員が子供たちのために働いております。この124名につきましては、全員が女性でございます。

一方、施設面におけます男女の別につきましては、ほとんどのこども園において男女共用でございますが、男女別にトイレが整備されていますのが、新しくなりました満濃南こども園と仲南こども園でございます。

また、更衣室につきましては、満濃南こども園が男女別に対応できるようになっております。

今後におきましては、男性の保育教諭が採用になった場合につきましては、職員が気持ちよく働き続けることができるように、その配属を考慮するなどの対応を取ってまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 124名の方、全員が女性ということで、ちょっとびっくりしますが、採用試験を受けに来てもらわないといけませんけれど、かなりどこの市町も男性、女性の保育士、保育教諭も増えてきているんじゃないかと思います。病院の看護師もしかりであ

ります。そういう意味で、ぜひ働きやすい職場もアピールいただきながら、男性も積極的に採用いただきたいというふうに、有能な男性職員を採用いただきたいというふうに思います。

続いて、男性ばかりの職場というふうに言われています仲多度南部消防はどうなんでしょう。直接の権限ではないかも知れませんが、費用の7割をまんのう町が負担しているともお聞きいたします。また、まんのう町が、町長が、今、南部消防の管理者ともお聞きしています。同じように男女の比率、また、施設面の対応について、消防は24時間の対応にもなりますから、施設の現状について併せてお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の仲多度南部消防の現状についての御質問にお答えいたします。

仲多度南部消防組合の職員数は、令和4年4月1日現在、64名で、全て男性職員でございます。男女を問わず募集は行っておりますが、過去に女性の応募者はいませんでした。

しかしながら、今年度については女性1名の願書提出がございます。男女共同参画社会の実現に向け、仲多度南部消防組合でもパンフレットやリーフレット、ホームページ等での広報、また、組合管内の中学校、高等学校等を訪問し、広報活動に取り組み、女性が活躍できる職場であることを積極的にアピールしておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。

それぞれ男性、女性というように偏っているというのは、ちょっと今後問題意識を持って取り組んでいただきたいと思えますし、役場の中での職場、本庁も含めて見てみたときに、住民課、窓口職場は女性、先ほどのようにですね、建設とか現場に対応せないかん職場は男性、このような固定概念がつかないのかどうか。現実にそのような職場が見受けられますが、私は人事異動で是正をしていくべきと考えますが、お考えをお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの男女の比率が極端な職場は見直すべきではとの御質問にお答えいたします。

現在、本町で男性のみの職場は建設土地改良課、生涯学習課、地籍調査課、農林課であり、女性のみの職場は全こども園となっております。常包議員の御指摘のとおり、職員全体の男女比率の差もあり、結果的に比率が極端な職場も中にはあるのが現状でございます。

しかしながら、人事異動においては、同じ課での在籍年数や業務内容に応じた適材適所を念頭に、スムーズな行政対応の実現、個々を生かし活躍できる職場環境の実現を考慮し、決定しております。

今後も適材適所を軸としながら、一般行政職員の女性比率の向上とともに、極端な男女比率の職場環境の改善を含めた人事異動も考慮してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 今回の現状、適材適所というので現在があるという、それは現状の人事異動について否定はできないかもわかりませんが、少しいびつでないか。こんな四つの課が男性ばかりという職場は、公的な役場、市役所を見たときに、私はあまり見たことがないですね。ぜひその辺、人事をされる方、執行部の考え方、十分整理いただいて、男性も女性も働き続けられる、先ほどのこの理念に基づいて実践していただかないといけないんではないかというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それから、関連いたしますが、男性の育児休暇の取得についてお伺いいたします。

先ほど特定事業主計画というのを紹介いたしました、令和7年度に10%の目標を立てておりますが、なかなか進まないとお聞きします。原因はどこにあるのか、現時点でのお考えをお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。 (三好勝利議員退席 午前10時26分)

○栗田町長 常包議員さんの男性の育児休業取得率向上に向けての計画はどの御質問にお答えいたします。

民間企業や国、各自治体においても、男性の育児休業の取得促進に向けて様々な方針や法整備が進んでおります。まんのう町でも地方公務員の育児休業法の一部改正に伴い、本9月議会で大幅な条例改正を上程しているところでございます。その内容は育児休業の分割取得、制度周知や相談体制の整備の明文化など、育児休業を取得しやすい環境整備により、夫の育児参加の促進を図る改正内容となっております。

本町の育児休業の男性の取得状況についてでございますが、平成25年度で事例があったものの、それ以降、令和2年度までは皆無でありました。その後、職員への育児休業制度の浸透もあり、令和3年度に取得可能件数6件のうち1件、令和4年度では、現在までに取得可能件数2件のうち2件の取得実績となっております。

育児休業の取得促進につきましては、業務の属人化の脱却、制度周知及び周囲の理解が重要でございます。本改正により少しでも取得しやすい職場環境づくりを行い、職員のワークライフバランスの実現に向けて男性の育児休業の取得促進を図ってまいりたいと考えております。

また、常包議員御質問の取得率向上の計画策定状況につきましては、具体的に年次目標を計画しておりませんが、職員に対する制度の理解を深めるために、引き続き、制度周知を継続的に行ってまいりますとともに、近隣市町の計画状況を踏まえ策定したいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。 (三好勝利議員入室 午前10時29分)

○常包恵議員 ありがとうございます。

また、今議会に育児休暇の条例改正も出されております。国家公務員はほぼ全員の方が1か月以上の取得をしているというようなテレビ報道も先日ありました。ぜひ効果が上がるように、今回の条例改正がそういう契機になるように、現場の声を聞きながら、職員団

体とも十分協議をいただきながら進めていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

一つ提案であります、役場がしていますパパママ学級ですかね、生まれる前から父親、母親が育児に共同で当たるといった気持ちを高めていくとか、そういう取組もあるようでありますから、そういうのにもぜひ職員の参加も促していただきながら進めていただきたいと思います。

以上で、1番目の質問を終わりたいと思います。

○白川正樹議長 1番目の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

続いて、2番目の質問を許可します。

○常包恵議員 ありがとうございます。それでは、一般質問の2番目、人口減少対策についてお伺いいたします。

まんのう町の9月1日現在の人口、男性が8,591人、女性が9,143人、合計1万7,734人とホームページに記載されておりました。

先月の教育民生常任委員会で住民生活課から示された資料によりますと、合併1年後の平成19年には2万595人、令和4年には1万7,772人、15年間で2,823人の減少でありました。

また、町の総合計画によりますと、令和11年には1万5,656人になるのではないかとというような数字も出されております。

人口減少、全国共通の課題ではあります。まんのう町は特に15歳から64歳までの生産年齢人口といいますか、働き盛りの人口が特に減少しております。それに伴って、14歳以下の子供たちも減少しているのが現状であります。

先ほどの住民生活課の資料によりますと、生産年齢人口は先ほどの15年間で3,030人減少、町の人口に対する比率の中でも約8%減っているというような資料を提供いただきました。そういうふうに働き盛りが減る、そして、結婚年齢が上昇する、昨日の同僚議員の質問にありましたが、結婚しない、結婚できない、そしてまた、未婚の比率も増えている。

1組の夫婦が何人の子供を産むかという合計特殊出生率がありますが、まんのう町は県内では高いほう、昨日の資料では1.73という資料が出されておりましたが、町内で生まれる1年間のお子さんは100人を切っています。私が入った4年前は150人ぐらいというふうにお聞きしておりましたが、100人を切っています。

子供や若者がいなくなると、町の元気が失われてまいります。コロナ前の調査ではありますが、県民1,000人に香川のよいところを聞いた新聞報道がありました。1番目は瀬戸内海の島々、2番目は災害が少ない、三つ目として温暖な気候が上げられておりました。四国を、香川県を、そしてまんのう町を住むところに選んでいただくために、町として何を、どこをアピールしていく、現在のお考えをお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんのまんのう町を選択していただくためにどこをアピールしていくのかとの御質問にお答えいたします。

まんのう町が将来どのような町を目指していくのか、総合的かつ計画的な行政運営を図るために、第2次総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、自律的で持続的な社会を創生していくために、町づくりの基本理念「豊かな自然を活かし みんなで創るまち まんのう」～地域のつながりを大切にするまちづくり～とし、町の将来像を「元気まんまん まんのう町」～水と緑がひとを育み支えあうまち～を掲げ、様々な事業を行っております。

その中でも、まんのう町は教育立町を推進しており、こども園や小中学校の施設が充実していることや、豊かな自然の中で農業・森林など自然を活用した体験学習が数多く実施することができ、地域で子供たちを育てる環境ができております。

また、子供たちが成長する過程で様々な問題に対して早期支援教育センター、適応支援センター、少年育成センターの3センターが教育支援機構を設立し、連携強化を図り、将来を見通した子供の自立を支援していることや、地域子育て支援センターでは子育て家庭等への相談指導、子育てサークル等への支援を実施し、子育て家庭に対する育児支援を行っております。

あわせて、若者住宅取得補助事業も実施しており、家計への負担軽減や健やか子ども基金によるインフルエンザ予防接種の補助、子ども未来夢基金による学校では体験できない伝統文化の体験や中学生の海外派遣事業の助成を行うなど、心身ともに健全な子供たちを育成するための事業も行っております。

移住・定住の推進におきましては、特に教育環境や子育て環境が充実しており、子育てに優しい町であることをアピールしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。

それでは、もう少し具体的にお聞きしていきたいと思いますが、一昨日、新しい県知事が誕生いたしました。当選後のインタビューの中で新聞記事も出されておりましたが、子育て支援策を抜本的に拡充させる、そして、香川県を子育てしやすい県ということ年全国で評判になるようにしていきたい、このようなことも述べられておりました。大変期待しているところであります。

先ほど町長の答弁にありましたように、まんのう町としてもいろんな施策を取り組んでまいりました。また、来年度からは高校生までの医療費の無料化を延長するということが述べられております。先ほど言われたように、35人学級の導入や高校生のバス代の補助、小中学校のスクールバス、そして、教育支援機構の設置など、取り組まれてきました。

昨年、先ほど言いましたように、合計特殊出生率が一番中四国で高かったということも新聞報道があったわけですが、関係者の努力に敬意を表したいと思います。

しかし、先ほど人口の状況を申し上げましたが、さらなる子育て支援策の研究が求められておると思います。社会全体で地域の宝物である子供を育てていく。両親、保護者の不安を少しでも解消していくということが大切かと思えます。そしたら具体的に何をするかということではありますが、私はいろんな市町の成功例をまねをしたらいいんではないかと思えます。あれこれ考えることも大事であります、まず、やっているところの成功例をまねをるところからスタートしていいんではないか、このように思います。

8月27日の民放の報道番組を見た方おいでますかね。明石市の泉市長が登場して、明石市の取組が紹介されておりました。明石市は人口30万人余りの中核市であります。

「やさしい社会を明石から」をスローガンに、子供を核としたまちづくりをはじめ、いろんな福祉施策が展開されております。2013年以降、9年連続して人口が増え、結果として働き盛りの方が転入することによって、税収も32億円増えているという実績が上がっています。合計特殊出生率は国の1.42を大きく上回る1.70です。まんのう町と変わらない数字であります。明石市の子育て支援の5つの無料化策、高校生までの医療費の無料化、第2子以降の保育料の無料化、無料でおむつ定期便としてゼロ歳児の見守り訪問をする、中学校給食の無料化、公共施設の入場料の無料化などが取り上げられておりました。

また、岡山県奈義町では、奈義町、津山市から車で30分ほどの人口6,000人の高齢化率が3割を超える町であります、出産前から高校卒業まで切れ目ない支援を行い、合計特殊出生率は2011年以降、5年間平均で1.98という町であります。その町を見ると、出産祝い金、昨日も話がありましたが、第1子が10万円、第2子が15万円、第3子が20万円、第4子が40万円と、子供さんが増えるたびに恩恵と申しますか、支援も厚くなっていく、このような制度が取り組まれておりました。

まんのう町でこのような成功例を取り入れることができないかお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの子育て応援施策についての御質問にお答えいたします。

まず、乳幼児健診において、国の「健やか親子21（第2次）に基づく調査」として保護者にアンケートを実施しています。その中で、「この地域で子育てをしていきたいですか」という問いに「はい」と答えた方は全国で95.4%、香川県で96.4%、まんのう町で98.4%という結果になっており、まんのう町が全国や香川県より高い数値とな

っています。つまり、まんのう町で子育てをしたいと思う保護者が非常に多いという結果となっており、今までの子育て施策が功を奏した形ではないかと感じておるところでございます。

それでは、最初にこども園の保育料についてでございます。

現在、第2子のお子さんの保育料は、保護者の所得により異なりますが、0歳から2歳児につきましては半額になっており、独り親のお子様につきましては、その全額が免除になってございます。これらの減免等の対象になっているお子さんは、現時点におきまして58名であり、その金額は9月分として82万800円でございます。1年間での減免等の金額が約1,000万円となります。

また、中学生の給食費につきましては、1食当たり290円と定めており、1人当たり年間で5万5,000円を納入いただいています。現時点におきます中学生は473人です。1年間にしますと約2,600万円となります。

その中で、今回、9月補正予算に上程しております物価高騰対策コロナ臨時交付金において、給食賄い材料費高騰分1,400万円を私立保育所、こども園、小中学校給食賄い材料費に充当することで、1食当たり290円を上げることなく、保護者の負担軽減策としておりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、「子育て支援5つの無料化：0歳児の見守り訪問（おむつ定期便）」についてでございます。

本町では、助産師や保健師による乳児家庭全戸訪問事業に加え、愛育会会員による「赤ちゃん訪問」を実施しております。令和3年度の実績は助産師の訪問が58件、愛育会員の訪問が73件、町保健師による訪問が49件でございます。これらの訪問事業は母子の健康を見守り、様々な不安や悩みを聞き、情報提供を行うことにより、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐとても重要な最初の機会でございます。

本町におきましても、訪問の際には事業者から提供された紙おむつなど子育て用品を渡しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、提供が継続されないことも予想され、加えて訪問自体を拒否されるケースも出てまいりました。

また、母子愛育会では、訪問の機会を生かし、乳幼児に関する防災情報を提供できるよう取り組まれております。

このような町の特徴を十分考慮した上で、来年度に向けて子育て応援につながる新たな子育て用品を鋭意検討するとともに、顔の見える事業を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

最後に、高校生までの医療費無料化についてでございます。

高校生までの医療費が無料となるよう、まんのう町子ども医療費支給を子育て支援として、令和5年4月より、今までの中学生卒業年齢を高校卒業年齢に拡充し、まんのう町内に住民票がある高校卒業年齢までの子供に対し、健康保険が適用になる医療費自己負担分の助成が行えるよう、現在、制度設計等作業を進めておりますので、御理解賜りますよう

お願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。

具体的にそれぞれお答えいただきましたが、最初に申し上げましたように、今から来年度予算に向けて研究、検討材料の一つに子育て支援策をぜひ考えていただきたい。知事が申し上げておったように、香川を子育てのしやすい県というふうにならなうに全国で評判にならうにしたいということでありまう。まんのう町がその中でも評判にならうに取らなうにしたいと思いまう。

それで、ちょっと切り口を変えまうが、移住・定住先を決めるには、今までの子育て支援策と同様に住む場所、環境が大きなウエートを占めるのではないか。優良な宅地が提供されらると同時に、道路、上下水道、学校、病院、健保など、インフラが整っていることが大きなポイントにならう。

綾川町ではことでの新しい駅周辺に市街化区域が設定されておらまうが、周辺には大型店舗、病院、保育所、学校などが集中し、その周りに住宅地も広がっています。

町が市街化区域をつくらって誘導してきたというふうにお思いまうが、まんのう町も住宅地域や商業地域、農業地域、工業地域などの土地利用を誘導していくことはできないのであうか。そのために、例えば道路も計画的に道を造らうということが求められていると考えまう。

先月、建設経済委員会で仲南地区の32号線沿いに大型店舗ができるということ、農業振興地域の除外、また、農地転用の現地調査、説明がありました。私は国道などの幹線道路沿いは農振地域から除外するのもし案ではないかというふうにお考えまう。除外されまうと、土地改良事業の補助対象外にならうたり、税金面で所有者や農業者にとっても不利益も考えられまうので、関係者、関係団体と十分な協議が必要かと存じまうが、人口減少対策という大きな取組の一環として考えていただきたいというふうにお思いまうが、お考えをお示しください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の優良宅地の供給等都市計画の必要性と幹線沿いの農振除外についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、国土利用計画法の下、様々な個別規制法により土地の開発が規制されています。まんのう町におきましても、都市計画区域を設定して土地開発などを規制しており、農業振興地域整備計画では、国の基本方針や香川県が策定した基本方針に適合した優良な農地の確保と保全、農業振興に向けた各種施策の実施を定め、農地の保全に努めておらうところとございまう。

さて、本町では旧琴南地区、旧仲南地区、炭所東地区、羽間地区、炭所西の土器川右岸区域、吉野五毛地区は都市計画の区域外としており、それ以外は全て都市計画区域内に設定しているところとございまう。都市計画区域では市街化区域と市街化調整区域、そして

区域区分が定められていない都市計画区域、いわゆる非線引き区域に分かれますが、香川県では平成16年5月より市街化調整区域は適用されておりません。本町における区域区分につきましては、全て非線引き区域の設定となっております。市街化区域とは既に市街地を形成している区域、または今後10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域とは市街化が進まないよう抑える区域であるため、人が住むためのまちづくりを行う予定のない区域として定められております。また、非線引き区域は市街化の圧力が弱い地域でありますので、土地利用に関する規制が市街化区域より緩やかであり、開発許可の規制も緩やかなものでございます。

一方、まんのう町農業振興地域整備計画の中で土地利用の方向を示しており、平たん地の生産性の高い優良農地を有効活用しながら、圃場整備可能地区の農地は保全に努め、経済効率の悪い地域の農地については、他用途に活用するなど緑豊かな農村を築き、快適な環境づくりを推進することで、自然と産業の調和の取れた土地利用を目指しているところでございます。

この農振計画では農用地区域内農地に設定されている農地は他の用途に転用することはできないことになっておりますが、農用地利用計画を変更する目的が適正なものであれば、農地転用許可を経て他用途として利用されております。農用地区域から転用を目的として除外するためには、集団的農用地を確保した上で転用計画の必要性、規模の妥当性及び代替性を確認し、農業上の効率的かつ総合的な利用への支障や担い手への利用集積の支障、土地改良施設の機能への支障がないことを確認し、農地転用許可に係る基準を満たせば転用許可となり、大型店舗や法人などが事業用地として農地を取得することは可能でございます。

許可に当たっては、先ほどの都市計画法や建築基準法など他法令との調整は必要となりますが、まんのう町では庁舎内での情報交換や連携は常々行われておりますので、事務手続はスムーズに行える体制を整えているところであります。

また、平たん地の土地は宅地や事業用地としても適地ではありますが、営農効率の高い優良な農地でもあります。こうした優良な農地を将来につなげることや、秩序ある土地の利用を進めるためにも、法令に基づく土地利用の規制は必要であると考えており、市街化区域は設定せずとも、土地開発の関係機関との情報共有や連携を図りながら適正な土地利用を推進していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。

今、私、言いましたように、子育て支援策対応という観点からいろんな施策を考えていただきたい。町と色々な課の、または仕事を考えていただきたい。その取りまとめは町長、副町長のほうで調整をいただきたいというように思っています。

いろんな施策、お金、財源も考えなくてはなりませんけれど、やっぱりインパクトのある施策、2番目よりは1番目、インパクトのある施策を打ち出すことによって、まんのう

町をアピール、PRできるというふうに考えますので、いろんな施策の紹介をいたしましたが、ぜひ来年度のまんのう町の施策に向けて、事業に取り入れていただくよう改めてお願い申し上げまして、2番目の質問を終わりたいと思います。

○白川正樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

○常包恵議員 3番目、最後の質問であります。町の契約の内容についてお伺いいたします。

工事や業務委託の契約というのは一般競争入札、指名競争入札、随意契約、総合評価方式の入札、そして公募型・指名型のプロポーザル方式の随意契約などがあると聞いております。どの方法を選択するのか、どの方法が適切なのか、契約の競争性、公平性、透明性確保から基準があるかと思えます。また、契約金額でも違ってくると考えます。

税金を行って契約ですから、当然として説明責任があると考えます。契約の方法について基準をお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員のプロポーザル方式の公正、透明性確保についての御質問にお答えいたします。

工事や委託業務の契約手続きに関しましては、入札についてはまんのう町の例規等に基づき予定価格の金額に応じて一般競争入札、指名競争入札、随意契約などの発注方法を選択しております。また、委託業務の発注につきましては、入札による方法以外にプロポーザル方式による発注方法がございます。

プロポーザル方式は入札のように価格競争による方式ではなく、事業者から企画書や提案書の提出を求めて内容を評価し、提案金額と提案内容を総合的に判断する方式であります。

プロポーザル方式の採用に当たっては、各担当課において検討を行い、金額などの明確な基準ではなく、価格が低いだけでは十分な成果が保証されないと判断する事業について、指名委員会で審議して採用しておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。

私も安ければよかろうというだけの契約選定、選考であってはいけないというふうに思います。しかし、その事業者を選んだ理由をきちんと説明責任は果たさなければならないと思えます。

令和3年度において、プロポーザル方式、提案方式で事業契約をした件数、実績をお示しいただきたいと思えます。

また、競争入札の場合は、その結果がホームページで載っております。プロポーザル方式での契約結果については、どこかで公表されているのか併せてお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

まず、プロポーザル方式の令和元年度からの事例といたしましては、高齢者福祉計画及び介護保険計画策定業務、障害福祉計画策定業務、放課後児童クラブ運営業務、学校給食調理場委託業務、企業用地適地調査業務、まんのう町2施設カーボン・マネジメント強化事業などがございます。

次に、発注件数といたしましては、令和元年度が3件、令和2年度が1件、令和3年度は2件、本年度は1件となっております。

結果の公表については、参加事業者に対しては通知を行っておりますが、公表についての規定がありませんので、基本的にしていない状況でございます。

今後は他市町の状況も参考に、結果の公表について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。競争入札では、町の契約規則の中で参加事業者数を5者以上というふうに定めております。プロポーザル方式、先ほど件数が7件ほど、4年間であったということですが、同じように5者以上程度は参加いただけているのかどうか。そして、そのお知らせ、告示は町のホームページでされておりますが、ホームページだけなんでしょうか。ホームページだけでは町と取引があるような、何らかの関係がある事業者に限定されることはないのか。ホームページ以外で広く事業者を募集できる方法はないのか、現在の見解をお示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の3番目の御質問にお答えいたします。

まず、指名競争入札においては、参加者をなるべく5人以上指名しなければならないとの規定に基づき運用を行っております。

しかし、一般競争入札では、参加資格を満たす事業者が自ら参加の意思表示を行うため、必ずしも5者以上が入札に参加しているとは限りません。公募型プロポーザル方式も同様であり、参加資格条件の決定では、限定的な条件にならないように考慮しているところでございます。

また、募集の周知、告示の方法につきましては、一般競争入札と公募型プロポーザル方式では、掲示以外にその他の方法により周知するものと規定されております。事業者に公告を行う方法では、ホームページ掲載が一般的な方法となっておりますので、まんのう町のホームページに掲載を行っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。

それから、先ほど選定委員会、指名委員会というふうに言われましたが、プロポーザル方式の取扱規定の第10条によりますと、受託者、相手を決める場合の選定委員会は委員長が副委員長、副委員長は総務課長、委員は企画政策課長と建設土地改良課長、琴南支所

長、仲南支所長、そして担当課長、その他町長が必要と認める者というふうに書かれています。役場職員以外の方が指名された事例はありますか。

そして、選定委員さんの中で選考結果、A社、B社が、逆に評価が違った場合はあるのでしょうか。それとか点差が拮抗した場合、1点でも高いところが選ばれるのでしょうか。その辺のことも含めて教えてください。

そして、そういう選定委員会の内容については、議事録は作成されているのでしょうか、お示してください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの4番目の質問にお答えいたします。

まず、選定委員会の委員は基本的に規定に定める委員から選任を行い、必要に応じてその他の関係所管課長や担当職員を選任する場合がございます。

また、専門的な見地での意見を求めるために役場外の委員を選任した事例といたしましては、令和元年度のまんのう町2施設カーボン・マネジメント強化事業において、香川大学の環境関係専攻の講師や環境省の四国事務所の担当職員、香川県環境政策課の担当職員などをお願いした事例や、平成30年度の琴南総合センター新築工事基本・実施設計業務では、徳島大学の准教授や元丸亀市職員で一級建築士の方をお願いした事例などがございます。

次に、事業者の選定方法につきましては、基本的には委員が個々に提案書の内容とヒアリングに基づき採点を行い、委員の合計点数の高い事業者を選定しております。したがって、各委員の選考結果の相違や点差については考慮しておりません。

選定委員会議事録についてですが、採点記録等の資料は保管しておりますが、議事録は作成しておりませんので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。

最初に申し上げましたように、どの方法で契約をしていくのかというのがそれぞれ決まっておると思いますが、その中で、最初に言いましたように、安ければいいという、私もそれだけではないと思います。提案事業者の企画力、能力、意欲、それを十分に審査し、よいものを提供いただく、そのことは大切かと存じます。ただ、その過程はきちんと透明性を持ち、公平にされる、そして説明責任が果たせるということは重要かと思っておりますので、ぜひ今後ともそのような観点を持って契約作業を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

ややもすれば、何となくぼやっとして、どこに決まったか、分かりづらい契約の方法だとは何分思いますが、十分に透明性を持って進めていただくことを改めてお願い申し上げます。

そして、公表についても、こういうふうにするというふうに求めている事業、プロポーザルで提案制度をするというふうにご告知をするわけですから、やっぱり結果は何らかの形

で説明をしていただくということが求められるというふうに思いますので、その辺も含めてお願い申し上げ、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、4番、常包恵君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、真鍋泰二郎君、1番目の質問を許可します。

○真鍋泰二郎議員 1番、真鍋泰二郎です。それでは、議長より許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。本日、傍聴の方もおられますので、なるべく分かりやすくできたらと努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日、大きく二つのことについて質問いたしますので、執行部の皆様、御回答をお願いいたします。

まず、一つ目ですが、事業者目線のプレミアム商品券事業ということで質問をいたします。

今回、50%のプレミアム商品券が発行され、町民の皆さんから喜びの声を多く聞きます。私自身も購入させていただきましたが、一消費者として非常に助かりました。改めてこういった事業を実行していただいたことに感謝を申し上げます。

しかし、消費者ではなく、事業者からの目線ではどうなのか。町内の中小規模事業者さんから、商品券の換金に時間がかかり過ぎや。商品券ばかりで現金がないきん仕入れができません。税金や光熱費とか固定費の支払いができません。このような御意見を複数いただきました。プレミアム商品券事業で消費喚起の効果はあったのだが、逆に困ったことが発生しているのです。

そこで、お伺いいたします。

事業者から商品券の換金に長い日数を要することに対する不満の声があることを執行部は承知しているのか、これをお答えください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員の商品券の換金に長い日数を要することに対して事業者より不満の声があることを承知しているのかとの御質問にお答えいたします。

商品券の換金について、請求から振込までの期間を短くする旨の御意見をここ1年間は直接はお聞きしておりません。商工会からはそのような声もあるということは聞いております。

商品券の換金は、毎月10日、20日、月末の営業日に3回の振込を行っております。また、換金の締切日による振込予定日を一覧表にしたものを事業者に周知していますので、いつ振り込まれるのか分かるようになっておりますので、御理解よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 今、直接の不満の声というのは来ていないといいますが、商工会

のほうから多少そういった声があるという意見も聞いているということです。こういった事業をするには、もちろん消費者からの観点、これが必要であると思うんですが、消費者と同時に、これをやっていく、一緒にやっていく事業者さん、こちらの意見いうのもよく聞き取りしていただいた上で事業を実行していただきたいと思います。

そういうことで、次に確認の意味でお伺いいたします。

このプレミアム商品券事業の趣旨、これをお答えください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員のプレミアム商品券の趣旨をお聞きするとの御質問にお答えいたします。

昨日の鈴木議員のプレミアム商品券発行事業に関する一般質問の中で回答したとおりでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的な緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施、県内における感染症の拡大を受け、外出機会が減少したことなどにより、大きな影響を受けた町内事業者の支援とともに、町民の生活支援を目的にプレミアム商品券発行事業を実施いたしております。

具体的には、日常の消費以上に商品券がきっかけとなったプラス消費や商品券に上乗せして支払った消費が生まれ、地域内の消費喚起効果による町内事業者の支援と、住民には直接的な効果による生活支援を目的に実施しておるものでございますので、よろしく願います。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 今、町長のほうより商品券事業の趣旨、詳細をお答えいただきました。

今、その中で事業者支援という言葉が2回出てまいりました。建前としては、これは事業者さんの支援というのがやはり重点的に行われるということも加わっておるのかなと思います。全ての事業者さんがこういう声を持っているというわけではないんですけども、全ての事業者さんを漏れることなく満足させるというのが理想であります。しかし、それはなかなか難しい。自治体の規模や事情はまちまちなんですけども、この換金、早急な換金がなされている自治体もあるように聞いております。

我が町では、先ほど月3回の振込をしておるということでしたが、この換金までに、申請から最短で2週間ほどかかります。コロナ禍による経済状況の悪い中、この差が命取りになる可能性も十分にあり、早急な換金を求める声は全国でも多くあるのです。現在進行中の事業の運用変更は難しいと存じますが、事業者支援の観点からも、今後の早急な換金ができる体制づくり、これを求めますが、いかがでしょうか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 真鍋議員の事業者支援の観点からも今後の早急な換金ができる体制づくりを求めるとの御質問にお答えいたします。

最初に、換金の請求から振込までの流れについて御説明いたします。

お店等で使用された商品券が換金される流れは、事業者が商品券とともに請求書を商工会に提出し、町は商工会から受け取った商品券と請求書を照合確認した後に、町から事業者へ振込を行う流れとなっております。

なお、商工会では販売した商品券であるかを読み取り機にて確認した後、使用済みの商品券として処理を行っています。不正の防止と換金の間違いを防止するため、商工会と町で二重の確認を行っています。

提出された商品券と請求書は直ちに確認作業を行い、会計処理を行うわけですが、通常の振込日は10日、20日、月末となっております。請求された日により異なってきますが、最短で2週間程度で振込されていると思います。

しかしながら、30万円を超える請求につきましては、会計上の規定により、会計処理に時間を要し、最短で3週間程度の日数を要しています。現状では月の振込回数を3回行っていることや、換金の締め日がいつで、いつ振込になるのかを一覧にしたものを各事業者様にお渡ししていますので、資金繰りの計画が立てられているものと思っています。

しかしながら、最短でも2週間程度、30万円を超える換金につきましては、最短でも3週間程度の日数を要していますので、どこを短縮できるのかを関係者と検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 平常時だったら今の運用でもいいのかなと思いますけども、今、コロナ禍ということで、特に飲食店さんとか小さな事業者さん、非常に困っております。今回の質問をするに当たって、とある自治体の事業者担当に問合せいたしましたところ、そちらのほうでは参加店登録証、商品券換金依頼書、それと通帳を指定の金融機関窓口へ持参すれば、その場で口座に入金されるとのことでした。また、その指定金融機関の口座を持っていない場合には、振込手数料の負担はあるものの、参加事業者の希望の金融機関口座へ振り込まれるとのこと。つまり、先ほど町長からまんのう町の換金までの流れの説明がありましたけども、こちらでは事業者から金融機関、金融機関から事業者という流れで換金の流れが流れていると。我が町の場合は、先ほども言いましたように、事業者から商工会、商工会から町、町から事業者という流れです。

先ほど町長の答弁でありましたように、二重の確認をしているという点、不正があってはいけない、間違いがあってはいけないという点では非常にいいと思うんですけども、一時間多い分、遅れが生じているのも事実です。ここを何とかしなければいけない。

商工会には独自に換金業務をするだけの財源等もないわけですから、そこを行政が助けるとか、金融機関としっかり話を詰めて、例で示したような自治体を参考にすれば、早急な換金、何とかできるんじゃないんでしょうか。

また、先ほど常包議員の一般質問でもありましたように、成功例、いい例を参考にしていって、まねしていくことも非常に大事でなかろうかと思います。早急な換金、いま一度、求めますが、どうでしょうか。

○白川正樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 真鍋議員の再質問にお答えいたします。そういった事例があるということをお聞きしましたので、そういったところをまた研究してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 調査研究よろしくお願ひいたします。

プレミアム商品券事業自体は町民からの期待も大きく、とてもよい施策だと思います。私自身も賛成しております。だからこそ、消費者と共に事業者の目線も踏まえた運用をしていただきたい。消費者の方も地元の事業者の方も大切なまんのう町民なのです。これを忘れてはいけません。

一昨日就任された池田豊人新香川県知事が掲げる三つの理念の一つに、誰一人取り残さないとあります。新県知事が掲げるように、消費者も事業者も誰一人取り残さない、そんな施策、運営が我がまんのう町でも行われますことを切にお願ひ申し上げ、一つ目の質問を終わります。

○白川正樹議長 一番目の質問を終わります。

続いて、二番目の質問を許可します。

真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 続いて、二つ目の質問ですが、無形文化財、無形民俗文化財の活用についてお願ひいたします。

コロナ禍以前、この時期になると、そろそろ祭りやなという会話が挨拶のように町内の至る所でされておりました。そして、コロナ禍となった令和2年以降は、地域の方よりお大師さん、今年の秋まつりはあるんなという問合せが神主をしております私のところへ多くございます。こういった声は皆さんが秋祭りを非常に楽しみにしている表れであり、その秋祭りに欠かせないのが獅子舞や太鼓台、ちょうさ、お神楽や小学生の女子児童が舞う浦安の舞などであろうかと思ひます。

また、香川県讃岐国は古くより水不足に悩まされてまいりました。今年も暑い夏に雨が少なく、農家の皆さんには御苦勞があつたかと思ひます。

そうした歴史の中、ユネスコ無形文化遺産に登録間近の綾子踊などの雨乞いを祈願する踊りが我が町にも伝承されております。先日、綾子踊の公開にお招きいただき、間近で拝見いたしました。趣深く、我が町の誇りであると再認識いたしました。これまで保存、伝承に尽力されてきた佐文地区の皆さんに心より敬服いたします。

いにしえより今日に至るまで、絶えることなく伝承されてきたこれらの無形文化財、無形民俗文化財は我が町の大事な大事な宝であり、さらに後の世に残さなければなりません。

そこで、お願ひいたします。

我が町の無形文化財、無形民俗文化財の指定状況ですが、国、県、町とそれぞれあるかと思ひますので、どのようになっておりますでしょうか。

また、私、文化財に非常に興味がありまして、個人的に調べてみましたところ、旧仲南町において各地区に伝わる獅子舞を民俗文化財に指定していたことが分かりました。この指定ですが、現在、どのようになっておりますでしょうか。以上、2点お願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋泰二郎議員の本町の無形文化財・無形民俗文化財の指定状況は。また、旧仲南町獅子舞を民俗文化財として町指定していたが、現在、どうなっているのかとの御質問にお答えいたします。

まんのう町には国指定文化財として満濃池、綾子踊、中寺廃寺跡、天川神社社叢の4件、国登録有形文化財が7件、県指定文化財が3件、町指定文化財が16件ございます。指定文化財の種別は有形文化財が14点で最も多く、天然記念物が4件、無形民俗文化財が3件、史跡と名勝が各1件となっております。

また、旧仲南町では獅子舞を民俗文化財として認定を行っていましたが、旧3町の合併協議会において各町のすり合わせを行う中で、獅子舞については件数が多く、文化財的価値の調査や評価が困難であるため、ちょうさや神社祭事といった他の行事と同様、新町においては引き継いでおりません。

以上、質問の答弁とさせていただきます。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 お調べいただきありがとうございます。

御答弁いただいたとおり、我が町には貴重な有形、無形の文化財、民俗文化財がございます。町長も、先日、綾子踊見に行かれたと思いますが、綾子踊以外にも町指定の三島神社の湯立神楽というのがありますが、これもぜひ、町長、一度、コロナ落ち着いて、開催されるようでしたら、行っていただけたらと思います。非常に、これ、地元の方もかなり力を入れてますので、ぜひ見ていただきたい。

こういった文化財ですけれども、どれも長い歴史があるもので、これまで伝承に努めてこられた先人たちに改めて心より感謝を申し上げる次第です。

旧仲南町の獅子舞が、現在、指定されていないことが残念ではありますが、我が町だけではなく、香川県は獅子舞の宝庫であり、県内に約800もの獅子舞が残っている獅子舞王国であります。平成21年からは各地の獅子舞を披露する獅子舞王国さぬきというイベントも行われております。獅子舞はまさに香川県を代表する文化財であると言えます。

そんな獅子舞と双璧をなすのが太鼓台、ちょうさであります。中・西讃地区では太鼓台の勇壮な姿が秋の風物詩となっているのは御承知のとおりであります。近年、コロナ禍の影響で氏神様の秋祭りや本町のかりんまつり、太鼓台かきくらべが中止となっておりますが、町内を練り歩く太鼓台の雄姿、今年はどうなるのか、町内の皆さんも気になるところではないでしょうか。また、町長も四若会の緑の法被を着てちょうさがかきたいと思っておられるのではと拝察いたしております。

こうした獅子舞、太鼓台は各自治会やその関係団体、有志の保存会などで運営されてお

り、その構成は幅広い年齢層の人たち、いわゆる子若い衆、若い衆、中老、長老などと言われる組織構成です。これは文化の伝承だけでなく、地域社会の形成に非常に大事なものであると私は考えます。そして、幅広い年齢層が集まり、一つの目的に向かって共に行動する力、これをうまく活用できないか、組織や人間関係を生かせる何かがあるのではと思うのです。

また、実際のところ、集会所の清掃や地域の空き地の草刈り、自治会の行事運営など、地域社会のための仕事を獅子舞や太鼓台の若い衆が率先してやっているという話も耳にしております。

こういった無形文化財、無形民俗文化財の団体の地域社会における意義や貢献を町行政としてどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋泰二郎議員の無形文化財・無形民俗文化財の地域社会における意義や貢献をどのように考えているのかとの御質問にお答えいたします。

民俗文化財は様々な時代背景の中で人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、豊かな町の象徴であります。民俗文化財の継承に欠かすことができないのが地域住民の存在であり、民俗文化財を通じて地域住民がふるさとへの愛着や理解を深め、民俗文化財継承の担い手として主体的に行動することが民俗文化財と地域社会の維持発展に不可欠であると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 地域住民のふるさとへの愛、これ非常に大事です。自分の生まれ育ったこの地域を愛する心、これがまんのう町を動かしていく原動力であるかと思ひます。

お祭りになりますと、県外に出ていた若い衆が帰ってくる、そういったことも行われております。現在、コロナ禍でなかなか地元まんのう町へ帰ってこれない、そういった事情もありますので、どうかこのコロナが早く終息して、元の平安な時代に戻ってほしいなど思っております。

この文化財、無形文化財の保存団体の力は相当なものであります。若い衆が年下の子若い衆、子供たちの面倒を見つつ、指導し、団体の実質的な運営を担っております。また、中老は若い衆の相談によく乗ってあげ、適切に指導しています。そして、長老は下の世代を見守りながらも、長年の経験を生かし、活動を支えています。そして、保存伝承活動以外にも裏方の活動、お祭りの際とかの炊き出しなどですかね、これにも目を見張るものがあります。このような保存団体の活動ですが、まさに防災、見守り活動にうってつけであると思ひます。先ほどの石崎議員さんの一般質問で、自主防災の組織などの話もありましたが、こういうのに生かせないかと思うわけです。

さて、文化財保護法が改正され、これまでの指定に加え、無形文化財、無形民俗文化財の登録制度、これが新設されました。指定と登録の違いですが、簡潔に申し上げますと、強

い規制と手厚い保護措置、これが指定、幅広く緩やかな保護措置、これが登録であります。この登録制度は文化財保護法第182条3項に規定されております。タブレットをお持ちの方、タブレットの一般質問、私のファイルの文化財保護法抜粋というところを見ていただければ、182条、条記載っておりますので、御確認いただけたらと思います。

3項のところ、地方公共団体は条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財云々といういろいろ書いておりますけども、大事なところだけ言います。最後のほうです。その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。これですよ。これからは、綾子踊など指定のものはもちろんですが、指定以外の無形文化財、無形民俗文化財も幅広く登録し、保存とともに、先ほど申し上げたように、防災や見守りなど地域を守る材料、そして、観光の資源として活用するときなのです。それにはまず我が町の文化財保護条例にも登録制度を新設するなどの改正が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋泰二郎議員の文化財保護法が改正され、登録制度が新設されたが、本町の文化財保護条例にも登録制度を新設するなどの改正が必要ではないかとの御質問にお答えいたします。

無形の文化財の登録制度は指定制度を補完する制度として令和3年度に文化財保護法の中に新設されたものであります。町内の地域社会は過疎化や少子高齢化等による担い手不足等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による公演や地域の祭り等の中止、延期も相まって、これら継承のための活動が十分に行われぬおそれのある危機的な状況にあります。

今、町内で文化財を支える地域社会が抱えている一番の問題点は過疎化や少子高齢化と考えます。他部局とも連携し、この問題を検討するとともに、指定制度の補完として新設された登録制度について、まんのう町の現状とも照らし合わせながら、何が喫緊の課題かを抽出し、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 いろいろ条例改正、また、登録制度に至るまでの問題点もあるようですけども、ぜひとも条例改正していただいて、登録制度、こういうのを新設していただきたいと思います。

我が町の文化財保護条例、改正していただく点としてですが、現在、第5条が文化財の指定に関するところでありますので、この後に例えば教育委員会は町の区域内に存する法、県条例及び町条例の規定により指定されたもの以外の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み、保存及び活用のための措置が必要とされるものをまんのう町登録文化財として登録することができる。こんな感じの文言かと思いますが、ぜひ御検討いただいて、お加えいただけたらと思います。

そして、条例改正とともに無形文化財、無形民俗文化財をしっかりと調査して、未指定

のものを登録していかなければなりません。登録する際には、現在未指定となっている獅子舞、これは仲南地区以外の獅子舞ももちろん含まれます。先ほどなかなか数が多いので調査がしにくいとありましたが、関係団体いろいろありますので、そちらのほうを使って調査ししっかりやっていただきたい。また、太鼓台やお神楽、浦安の舞、こういったものも入ってくるのではと思います。

まんのう町登録無形民俗文化財〇〇獅子組、まんのう町登録無形民俗文化財〇〇太鼓台、何か重みが増していいですよ。やる気も出てきますし、また、次世代に残さないといけないという責任感も増します。執行部におかれましては、ぜひとも御検討、調査・研究の上、条例の改正と登録、再度、お願い申し上げます。

次に、これは仮の話になってしまうんですけども、条例改正がなされたとして、いよいよ先ほど申し上げた保存及び活用のため必要な措置、これを講じていくわけですが、今後の条例改正を見越して登録された無形文化財、無形民俗文化財を保存・活用するための独自施策、これを考えてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○白川正樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 真鍋泰二郎議員の条例改正後、本町の無形文化財・無形民俗文化財を調査の上、未指定のものを登録し、保存・活用するための独自施策を考えてはどうかとの御質問にお答えいたします。

町内では有形・無形にかかわらず地域の歴史を物語る様々な文化・文化財があり、それらを把握し、その後の保存及び活用していくことは喫緊の課題であり、地域の活性化には重要であると考えております。

これまで香川県教育委員会において、地域と結びついた無形文化財・無形民俗文化財の悉皆調査を実施していると聞いております。この調査報告や県の今後の考え方や指定方針を聞いた上で、新しい制度でもありますので、近隣市町での検討状況や導入された事例を踏まえ、適切に対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 ぜひ調査研究、近隣市町の調査もしていただいて、ぜひぜひお願いいたしたらと思います。

ちょっとそれで再質問させていただきたいんですけども、いろいろと保存・活用の施策あるかと思いますが、保護・保存という観点から、補助金や助成金というのが考えられます。我が町の文化財保護条例、たしか第14条だったと思いますけど、補助金の交付について規定されておりますが、文化財保護条例に基づく無形文化財、無形民俗文化財に対する補助金の近年の実績、分かれば教えてください。

また、その他の助成金、コミュニティ助成金みたいなものがあるかと思いますが、そちらの実績も教えていただけたらと思います。

○白川正樹議長 生涯学習課長、亀井真治君。

○亀井生涯学習課長 真鍋議員さんの再質問にお答えします。

文化財として補助金、修繕費については、今の生涯学習課としては過去に支出した経緯はございません。先ほども教育長が回答しておりますが、旧仲南町において、仲南町生涯振興条例において、無形文化財または民俗文化財として認定を受けている団体には助成金を交付していると聞いております。

以上、お答えします。

○白川正樹議長 真鍋泰二郎君。

○真鍋泰二郎議員 文化財保護条例に基づく補助金はないという形で理解しておきます。その他の助成金ということで、綾子踊とかは何か助成があったように思いますので、幾つかはその他の助成金もあるかなと思います。

また、所管課が多分違うんだと思うんですけども、コミュニティ助成金ですかね、あれで獅子頭や油単を直したとか、ちょうさの高欄幕を直したとか、そういうのも実績もあるので、ある一定のちょっと申請に書類がいっぱい要ったり、時間がかかったりすると思いますけれども、そういう実績もあるということで、町としては文化財、無形文化財に力を入れてくれていると理解しておきます。

先ほど課長の答弁にもありましたように、旧仲南町の獅子舞の保存・伝承の助成金ですかね、生涯学習振興条例を基にした助成で、仲南町史続編345ページによると、1団体5万円の助成が行われていたようですが、こういった助成金、保存団体としては非常に助かります。それぞれの団体で保存・伝承活動に鋭意努めておりますが、一口に保存・伝承活動といいましても、道具、衣装の購入や修繕など、相当の経費が必要で、会費や公演謝礼、もろもろの助成金などで運営経費を賄いながらも、慢性的な資金不足は否めないところであります。

また、このコロナ禍の中で、公演というのができませんので、そういったところでも資金不足否めないところであります。

後継者不足もさることながら、活動資金不足が原因での活動休止、あるいは活動休止前の団体があるのも事実です。無形の文化財は有形文化財とは違い、人から人への伝承でありますので、ある時期に伝承が途絶えてしまいますと、そこで完全に消滅してしまいます。

また、一旦、朝露のように消え去れば、それを復活させるには長い年月と莫大な尽力、エネルギーが必要です。獅子舞や太鼓台などの保存・伝承活動は第一義的には地域や団体が行うものですが、行政としては支援、助成するという意識の下で保護・保存に今後当たっていただきたいと思います。

しかし、助成金制度には財源が必要ですし、根拠となる条例のようなものも必要ですので、今後の調査・研究が必要かと思っております。一朝一夕にはいきませんが、私も知恵出し、汗かき、協力させていただきたいと思っておりますので、執行部におかれましては、ぜひとも条例改正、そして、保存と活用の独自施策をお願い申し上げます。

私は地域の文化度の豊かさを推しはかるバロメーターの一つは地域の祭りや、そこで奉

納される獅子舞や太鼓台など無形文化財、無形民俗文化財であると思っています。文化度の高く、生産の豊かな地域では立派な祭りが行われています。我が町でもコロナ禍で縮小や中止を余儀なくされておりますが、この秋になりますと、各地で立派なお祭りが行われております。祭りというのは天地開闢以来の我が国の営みです。その営みの中で生まれ、先人たちが守り伝えてきた獅子舞、太鼓台などを後世に残すとともに、しっかりと活用する、そのような施策が展開され、我がまんのう町が末永く発展することを心からお祈り申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、1番、真鍋泰二郎君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で1時30分、13時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

福祉保険課長所用のため、代理で松坂課長補佐が出席しておりますので、報告いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、質問を許可します。

○川原茂行議員 台風11号が騒がれておりましたが、本町にはあんまり大した影響はなかったのかなと一安心いたしております。しかし、台風が来るのは時期的にこれからかなと、こんなに思っておりますので、いろいろそちらのほうの質問も入ろうかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

まず、町長に農地が持つ防災関係との因果関係を町長はどうお考えになっておるのかからお聞きいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの農地災害についての考え方とその因果関係についての御質問にお答えいたします。

近年の異常気象に伴う災害の激甚化は全国的に見ても早急に対処すべき課題となっており、これは本町においても例外ではありません。そうした中で、農地は災害の対象となると同時に、災害を防止する役割も担っています。例えば、水田や畑などの農地は雨水を地中に浸透させたり、一時的に蓄えて少しずつ流す機能を持っています。もしその機能が失われると、雨水は下流に向けて一気に流れ出し、洪水を引き起こす可能性があります。つまり農地の雨水を地中に浸透させたり、一時的に蓄えて少しずつ流す機能は洪水の予防につながります。また、水の流れを緩やかにすることで、地面の土が流れ出すのを防いでくれる、浸食や崩壊を防止する効果もございます。以上のことから、農地の荒廃地の発生は

防災の点からも防ぐ必要があると考えます。

また、防災という観点から言えば、農道、水路、ため池などの土地改良施設の強靱化が必須であり、したがって、日々の保全・管理活動に対しては多面的機能支払交付金事業などで助成を行っているところですが、特に洪水調節機能を有するため池の整備、管理が重要と考えています。

そのため、防災重点ため池の指定やハザードマップの整備などソフト事業のほか、堤体の補強につきましては、農村地域防災減災事業や小規模ため池防災特別対策事業などのメニューにより支援を行っています。

しかしながら、土地改良事業である以上、どうしても地元負担は必要であり、したがって、農業従事者の高齢化、減少という農業を取り巻く環境の中、どのような負担割合が望ましいのか、こうした点についても国・県・土地改良区と協議していきたいと考えております。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 まず、防災のお考えを最初にお聞きしました。まんのう町の水田が約2,000ヘクタールですね。荒廃しておるのが相当あると思いますが、一応2,000ヘクタール。私は満濃池の裾を通ってここへ来るわけです。かなり荒廃した農地が目に入ります。恐らく3分の1ぐらいは荒廃しとるんか、もしくはそれ以上かなと、こんな気がしながら、日々、通っておるわけです。

町長、圃場整備とか、圃場整備、何年か久しく言っておりますから出ます。圃場整備とかするのに、今、金が要らないわけですね、個人の所有権に対して。これ、考えてみますと、農家の個人財産に国が金を投資してくる。ほかの企業、商工業を含めて、個人のところへパーセントでこれだけ金つぎ込むというのはまずないと思う。この事実を町長はどう判断されますか。農地は圃場整備するのにうまくやれば金は自己負担は要りません。できます。個人の財産に国がそれだけ、例えば200万円、10アールにかかると。今ですから、圃場整備とパイプ配管はセットでなければいけません。セットでする場合に、200万円であろうが、300万円であろうが、10アール当たりそれだけかかるのに、全額自己負担なしでやるという、個人財産に対して、町長、どう判断されますか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

個人財産の圃場整備のために国がお金を投資するということではありますが、それだけ国としても農地の保全ということを非常に重要だというふうに考えておると思います。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、もうちょっと詳細に長く答弁していただければありがたいんですが、私のほうが余計しゃべると時間がどうもなくなるのが早いので、この点、初めからよろしく願います。

まず、人間の生命、これ、生きていくために食料がなかったらいかんのですよ。食料問

題。今、カロリーベースで37や38%しかないんです。皆さんが、世界の人類が生きていくために食料は要るんです、何らかの。だから国もそこはちゃんと世界のそれぞれの国が、よそは全額しよるか知りませんが、日本はそこが第一点に考えとる、生命を。これぐらい大事なものはないんですね。食料と水があれば、将来、生きられる、ある程度。だから農地を荒廃ささんと、きちんと管理してくれという証がこれなんですよ。ですから、私が申し上げたいのは、荒廃農地をいかになくするかというのを町長のまんのう町初代町長として子々孫々にずっと名を残すのに、仲南は、琴南は圃場整備できとった。山のほうはできとったけども、まんのう町が全部できたというのは、栗田町長がおったからできたと言えるぐらいに、人生百数十年ですよ、生きても。どうですか、町長、圃場整備。

圃場整備はパイプ配管とセットでなかったら農家の方は大変なんです。圃場整備をして、水路に水が来よるのは、一遍一遍くわ担いで行ったり、堰板持ってしよったんでは、これは若い人に農業せえと言ったってできません。365日、水がいつでも入る、これがないと若い方が農業に魅力がないんですよ。これを考えて、私が言う、もし圃場整備というたら、川原、パイプ配管も一緒やなと思ってください。本腰でやったらどうですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

川原議員さん、今までにも何回もこの圃場整備の重要性について説明をいただきました。確かに私も、今、ちょうど田植えが終わって、刈取りがされる頃であります。周りを見てみますと、ほとんど荒廃した農地がかなり増えていると思います。私、四条地区であります。四条の天皇辺りでも、本当に3分の2ぐらい荒廃しとるんでないかなというふうに非常に心配しておるところでございます。

その一番有効な手段としては、圃場整備をして、子孫に、次の世代の方がしっかりと農業をやってもらおうということが非常に大事であろうとは思っています。

そういったことではあります。なかなか非常に難しい問題がございます。川原議員さん、圃場整備とパイプ配管は一体だというようなこともおっしゃりましたが、我々の地域は満濃池の水を使っております。この満濃池の水をパイプ配管で各所に分配する、また、下流域に対しての水の利用等々も考えてみますと、これは満濃池とも十分協議をしなければいけないし、乗り越えていかなければいけない問題点は多々あると思いますし、ただお金のことだけ、自己負担が全然要らないから圃場整備ができるのかということ、なかなかそういうふうには難しいところがたくさんあると思います。

そういったことで、今後、十分国、また県の動向等も見極めながら、圃場整備を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 町長さん、難しいからやるんであって、今、例えば満濃池の土地改良区と相談せな、これはいけません。でもしたけども、なかなか難しいんやというんやったら、私、ちょっと理解できる。恐らく話してないでしょう、まだ。話してないのと違い

ますか。正式に満濃池からまんのう町が圃場整備したらパイプ配管やりたいんやという意向を話しましたか。してないでしょ。多分、してないと思う。

だから、難しいから栗田町長がやるわけですよ。簡単なんだったら誰でもやる。このまんのう町の地域の将来像を考えてやるわけですから。自分だけで難しいと判断しちゃいけない。相手と交渉して、どういう注文をつけられるか、熱意以外ないんです。よそだつてやろうと思ひよるかもわからん。まんのう町、琴平、多度津、善通寺、丸亀、理事さん多いのはまんのう町、丸亀、善通寺が4名ずつですね。多度津2名、琴平2名、16名。理事さんにそういう話も、町長、自分だけで難しいんだと思ひ込みがあるんじゃないですか。やってみたらどうですか。

圃場整備、例えばですよ、国、県に対しても災害、例えば今回の分もよう分かるんですが、南の高知県、徳島、かなり雨も降ってます。四国山脈のおかげ、その次、2番目、阿讃山脈がある。おかげがあるんです。香川讃岐は本当にいいところなんです、災害には。災害にはいいけども、考えること自体がもう少し香川県としての考え方を大胆にやるべき、住民のためを思うんであれば。

一遍、圃場整備は、私、ここ8年ぐらい言いません、合併当初はかなり言いましたけども。8年ぐらいは言わないできたけども、どう考えてみても、将来のまんのうを見据えたら、農地が2,000ヘクタールある。しかも水は1万3,000ヘクタールの阿讃山脈を中心とした山林を持っておる。別段、香川用水から農業用水をあんまりもらわんでも、うまくやればいける。足らんとときもあるかもわかりませんが、それは努力次第で何とかなる。

将来のまんのうを考えれば、今の地球の温暖化、これがどうか私は知ることができん、分かりませんが、気候変動になったのは、やっぱり海水面が高くなる、世界の間がいいかげんなことをやったから、そのお返し、今、こういう時代になったわけですね。こうなってくると、台風は数ようけ来る、大きくなる、被害は大きくなる、被害の後しまいができんうちにまた来ると。こんなことばかりやっておるんではどうしようもない。

ここをひとつ圃場整備とパイプ配管、一遍、できるかできんかは熱意だと私はそう思っております。町長さん一人でやるいうても、それはいかんと思うけど、副町長、何ちゃせんと横で座っておってもいかんと思う、私。ちっと手伝わないかんと思ひますよ、これは。タッグを組めば、これだけの優秀な方がおいでるわけやきん、みんなが担当の課だけ持つばかりが住民サービスじゃないんですよ。全体でこれは将来のまんのうにふさわしいというものができれば、それでいいわけですから。これはいいところは町長さんが取り得ですわな。私がもしこれだけ言って、圃場整備ができた、パイプ配管できた、住民の方が喜んでくれたら、川原が言うたやのに一つも思っとらへん。まんのう町長、栗田町長がやってくれたとなる。私はそれでいいんです。

しかし、私はなぜ言うか。仲南がやったときに、10年余りかかりました。かかったけど、最終的にみんなお願いに行くのに、37回、1軒のところへ行ったのが私を、今、支

えとる。絶対諦めたらいかん。5回や10回でうちなかなかまとまりませんわと、そんなことでできるわけじゃない。本当にやろうと思ったら、完成するまで行かないかんのやから。

町長さん、どうですか。副町長と十分話して、これいきませんか。将来のまんのうのためです。災害ができれば、もっと大変なんです。圃場整備に人命は亡くならんけども、荒廃させてしめて、被害ができて、命をほうったらどうなりますか。命を守る方法もあるんです、こうやって。町長、お願いします。町長が余計答えてください。私が余計答えよったら、途中でなしになるきん。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

今、仲南地区のほうでは、かなりパイプラインと圃場整備は一番町内では進んでおるといふふうに思っておりますし、しかしながら、今、仲南地区のほうを見てみましても、実際に圃場整備された農地が荒廃しておるところもかなりあるんじゃないかなというふうに思います。ですから、この我々の地域のほうをパイプ配管、非常に満濃池の関係があるんで難しいとは思いますが、果たして圃場整備ができて、パイプラインができて、次の世代の人が実際に農業をやってくれるかどうか、これも非常に、私、大きな問題があると思いますので、庁舎内で十分今後のこと、農業についての検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 町長、現場をもうちょっと農林課長と相談してみてください。こんな状態、仲南が荒廃しとるところはあります、今、見れば。例えば麦を作った場合に、水稻を作ったら、裏作、表作は関係ない。麦を作って、その次、水稻をやれば、補助金がなくなるから、麦を作った後を水稻を作ってないだけなんです。これを作ったら、さっぱりパアになるから、そうですよ。荒廃させとるんと違うんですよ。恐らくこっちのほうもそういうところもあります。麦を作った後へ稲を作ったら、麦に対する補助金の話になるんですが、補助金が出ないからやめとるんです。これは荒廃と違うんですよ。荒廃というのは、1年間、何も作らないというのを荒廃というんであって、それは農家所得を上げるためにそうしとるんです。

例えば麦を作って、夏作にキュウリでもやる、ナスビでもやる、こうなればいいんですが、それには人手が足らんから、自分のところの経営の中で麦を大きくやれば、その後は水稻をやめとると、これが実態なんですよ。

ですから、町長がお考えになっておると現場とのギャップがある。昨日も同僚議員が言いました。WCSを作ったらいいじゃないですか、これは稲と違うから別扱いになりますから、それでいいんです。小麦を作って、別段、ウクライナから買わんでもいい。作って、その後、WCS作るんやったらかまん。これは水稻とみなさんから。ところがここが問題なんです。作ったのはいいけども、収穫するときに、これ、わらを取るわけですね。

ロールにする、牛の飼料ですから。これをやる場合に、現場のほうで言わすと、まんのう町の土壌では、一番最初は刈るだけして倒していく。その次、ちょっと乾かすというか、ロールにまくのに幅を狭めないかんから、ロールは1メートル20センチです。それだけ盛るわけですね、反転さすわけ。これで2工程になる。その次、ロールにするとき、トラクターで引っ張るわけ。3工程やりよるうちに泥が入るんです。泥を巻き込んだら、あのWCSのわらは牛の飼料として使えない。だから、それもやったけども、半分しか使えない。これは泥が入るとるきんいかんと言われるから、これ、コンバインがあるんです。ロールにするコンバインがある、2,000万円余りかかりますけど。これだって泥の上へばたと放ったら、泥がひっついたらいかんきん、下へ何ぞシートを張って、その上ばんと落とすようにするわけ。あとはトラクターがぱっとつまんだら、トラックに着きますから、でもこの金が後からなんです、補助金が。その作業、WCSを作ったしまいができない。補助金はあるんです。補助金はあるんだけども、作ったその実績によって後から来るわけですから、最初の1年がもてん、2年目からはいきますよ。若い方が家建てるのに、家建てる住んでから金払うんじゃない。公庫からきちんとした金を借りて、家を建てるはずつ払っていく。それだったらいけるんやけど、農業の場合は機械が後からなんです。ですからしまいができない。それを例えば町が立て替えてこれを先やれと言うんであればできますよ。でもそれはなかなかそっちのほうで町長は判断難しいと思いますけどね。

それと一緒に、町長さんがお考えになるのと、我々現場でやりよるのとは違いがあるんです。あまりにもあり過ぎる。だから、近々、国会にも農業部会の国会議員も現場の意見を聞かせてくれという時期は近々にあるわけです、町長。大切なのは、国会議員だって現場の意見を聞かんと、机の上ばかりで判断したっていかん。もう1週間ないです。そのうちには来ますから。それと一緒に、これはまんのう町の町長が判断すればいいわけであって、その代わり皆さんと相談していただかないかんと思います。町長が全部360度知るとるわけでないわけやから、担当の者と相談しながら、圃場整備をやる、パイプ配管をやる。この方法が一つある。専従職員を何人か置く。これを置かなんだらできません、私が今、考えても。今、手いっぱいのところへ、この上、圃場整備、15回行かないかんやら、30回行かないかんやら分からん、推進に行かないかんところへ持ってきて、これできません。専従職員が何人か熱意のある人がおればできます。どうですか。

○白川正樹議長　町長、栗田隆義君。

○栗田町長　川原議員さんの再質問にお答えいたします。

仲南地区のほうでは麦を作って水稻をしないというような方法であります。我々四条地区のほうでは、麦の補助金が出ないから、麦はやめて水稻だけ作りよるところはかなり面積がございます。そういったことで、同じまんのう町でも、まんのう町広うございますので、それぞれ地域によって実情が変わってくるものというふうに思います。

そして、先ほども申し上げましたように、地域によって、実際に圃場整備をして、パイプラインもできて、それを次の世代の方が実際に農業に携わってくれるかどうか、これも

大きな問題であろうと思いますので、その辺も十分協議したいと思います。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 まず、基盤を作っておかないと、町長、駄目やというのは分かるでしょ。金が個人に何千万円も出してくださないと、10アール当たり50万円出してくれ、70万円出してくれというのと違うんやから。国、県との交渉の段階で、金は出さなくてもいいわけですから。個人がマイナスになることないじゃないですか。別段、自分のところの息子がやらなんだら、近所の人がやったらいいわけで、まんのう町の間が手が足らんというんやったら、都会から、そういう基盤ができとるんだったら、まんのう町へ行って農業をさせていただきませんかという方が都会にはおるかもわからん。基盤ができてないところへ来るわけないんです、基盤が一番だと思いますから。時間の関係上、町長さん、ゆっくりお話しさせていただきます。ただ、やる気だけちょっと言ってください。専従職員がおったらやれます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

今、まんのう町の農業を取り巻く環境等も非常に厳しい中でございます。そういった中で、圃場整備をやれるところというのはかなりのところ、今回も塩田地区のほうでやるようになっておりますが、やれるところは順次やっておるように思いますし、地域によれば、とても圃場整備とか無理だということもあると思います。まんのう町の地域地域によっていろいろ実情があると思いますので、圃場整備ができる、やりたいという地元の強い意思があるようなところは、ぜひ進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 どうも食い違っておるから、もう一度、申しますが、塩田、いろいろ山間部のほうの、また、面積の狭いところをやってますね。できるだけ県営、国営はちょっと面積足りませんわ。県営100ヘクタール以上、パイプ配管200ヘクタール以上、これが今のところはあれですから、それぐらいはこれからじっくり話し合いをさせていただいて、また担当のほうとも十分話し合いをしていただいて、やるということでもよろしく願いいたします。

1 番目、終わります。

○白川正樹議長 はい。

○川原茂行議員 続いて、今、農地と防災の因果関係を聞きます。今度、森林が1万3,000ヘクタールあります。50年、60年の大木がナラ枯れでどんどん枯れてきております。森林の持つ意味合い、防災との因果関係を町長の判断はどうお考えになっておりますか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの森林が持つ防災機能とその因果関係についての御質問に

お答えいたします。

森林は多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深く関わっていることはよく知られております。中でも、昔から洪水防止のためには山に木を植えろと言われてきましたように、その防災機能については、歴史的な経験からも誰もが認めるところでございます。

最近では、その働きについていろいろと科学的な研究がなされてきております。幾つかの報告を見てみますと、地形、地質、気候などの複合的な要因を含んでいることから、明確な証明がなされるまでには至っていないようですが、一定の裏づけはされてきているものと認識しております。

この森林が持つ防災機能としては、土砂災害防止機能と洪水緩和機能が主なものになると考えております。

まず、土砂災害防止機能ですが、これには樹木の根などによる表層崩壊発生防止機能と崩壊土砂の流出抑制機能があります。これらは地下の根が発達しており、地上部の立ち木のサイズが大きいものほど機能を高度に発揮するとされておりますが、一方で、根が張る範囲を超えた基盤の岩層や厚い堆積層が崩れる深層崩壊までは防げないとされております。とはいえ、豪雨の際に発生する崩壊はほとんどが表層崩壊であること、また、その崩壊あるいは浸食された土砂が下流に流出すると、河川の氾濫や濁水などの被害をもたらすことから、これらの土砂災害防止機能は変わらず重要なものであると認識いたしております。

さらに人家等の周辺におきましては、高木等の森林があれば、落石や土石流を受け止めるなど、災害緩衝機能の効果も期待できるものと考えております。

次に、洪水緩和機能ですが、これは森林が洪水のピーク流量を減少させ、ピーク流量発生までの時間を遅らせる機能で、主に雨水が森林土壌に浸透し、地中を通過して流出することにより発現するとされております。

しかしながら、降雨量が100ミリを超えるような大雨による大規模な洪水では、洪水がピークに達する前に流域全体が飽和に近い状態になるので、ピーク流量の低減効果は大きくは期待できないとされているようです。

このように降雨量による限界はあるものの、浸透した雨水は土中に一時的に貯留され、貯留効果を発揮し、それに加えて、浸透した後に河川に流れ出る中間流や地下水流を経て川に出るといった流出形態は表面流に比べて到達時間が大きく、遅らせ効果によって洪水ピークを緩和させるという機能の重要性に変わりはないと認識しております。

このほか、近年、洪水被害や土砂災害を引き起こしている異常降雨などは地球温暖化が原因と言われるように、その地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源としての機能も、ひいては森林の持つ防災機能の一つと言えるものと認識しております。

このような防災機能を高度に発揮する森林としましては、林内の光環境がよく、地表面が下層植生や落葉で十分に覆われており、地下の根がよく発達したようなものが考えられます。具体的には、蓄積の少ない森林より大きい森林が若齢林より壮齢林のほうが高度に機能を発揮すると考えております。今後の本町における森林整備の基本方針としても重要

な要素と位置づけております。

一方で、このような根が良好に発達し、立ち木のサイズと蓄積が大きい森林は、同時に林業的にも良好な森林でもありますことから、防災機能の高度発揮とともに、木材生産機能を高度に発揮できる森林としての整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 ちょうどまんのう町の森林は標高300メートルぐらいから1,000メートルぐらいまで。樹木的に言うと一番いい高さなんですね。1,000メートルから超えますと、2,000メートル級になると、ササが生えたり、木が小さくなるきん。2,000メートルを超えて、3,000メートル級になると、今度は岩盤ばかりということで、一番いいのは1,000メートルぐらいまでが樹木的には一番いいんです。ですから、この管理をしないと、将来、防災上大変なことになる。

私が申し上げた、この間、ちょっとお聞きしました森林従事者、西部林業、仲南森林組合が半数になってますね、従業員が。これ言いましたね。それが事実なんです。ということは、危険であると同時に、技術が要るんです。私も山はかなり何十年もやりましたが、やっぱり10年以上かかる、技術的に。そうすると、この森林環境税、人口割が30%、森林率が50%、森林従事者が20%、これいつが来ても森林整備をするような金額にはならない、私の判断では。これをどうにかせんと、山のないところは1,000円税金納めたらええがとなりますけども、要するに山があるところが守らなったら、山を守らないかんのです。しかし、本当に防災であずるのは下流なんです。流域治水からいったら、まんのう町であれば集水地区になるんです。水が寄ってくる地区。河川3本あります、財田川、金倉川、土器川と。下流が1本に寄ってくるから、荒れるわけですから、下流の方にここの理解をしてもらわんと大変なことになる。

災害ばかりじゃないんです。森林から流れ出るプランクトンを含めて、いろんな餌が行くから、瀬戸内の魚も取れる。やっぱり両者がそれぞれの立場を意見交換しながら、しかし、人口は海岸縁に多いわけですから、そちらの人が森林を理解していただかないかん。

洪水が起きるのはまんのう町でない。いや、まんのう町でも起きるかもわかりませんが、例えば決壊するとしたら、河口のほうが水が全部が寄つとるんやから、多いはずですから、そこら辺の話を各それぞれの会で町長がお話しする機会があると思う。

しかし、現実になんておるかを自分が知つたら言えませんが。ちょっと山を町長歩いて、元気を出してくださいよ。今、ちょっと暑いきん、もうちょっと涼しくなったら、マツタケはもうないですけど、あれですわ。やっぱり現場を知らんことには話できませんから、別の角度でもうちょっと森林保護、私はまんのう町、私の前に言われた同僚の方にまんのう町の将来は森林とか自然を大切にすると、こう町長おっしゃっておられる。すばらしいことだと思います。加工するのは都会の人がやったらいいわけで、やっ

ぱり我々は自然を大切に、どうやってしかし生かしていくか、最大限、これ、財産ですから。今から何千万、何億年たっても、ひょっとしたらこのままでおるかもわからん、自然は。人間は100年ぐらいしたら多分お隠れになると思いますけども、このまんのう町の原型はそんなに変わってないかもわからない。でも生かすも殺すも今の方が考えなきゃいけない。

これに対して、町長、どうですか、森林環境税。森林の従業員が少ないからこうなっておる。森林組合、二つありますけども、ここらとも十分話し合いをして、将来、どうやっていきますかということぐらいは十分検討していかないかのじゃないですか。これが農業の水源の源ですから、つながってくるわけです。いつまでも満濃池があるきん大丈夫や言いよったんでは大変なことになる。

今、ヨーロッパのスペインでも干上がってます。中国でも干上がってる。パキスタンは洪水で、国ごと流されよる。そういう時代ですから、もっと自分のふるさとを真剣に見直していただきたいなと思うんですが、町長、いかがですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町は、やはり何といたしても自然と緑と水の豊かな町ということでございます。これを後世までしっかり伝えていくのは私たちの責務であろうと思っております。

また、川原議員さんおっしゃっておられました森林環境税については、本当に実際に山で困っているところにお金が来るのが当然であろうと思いますが、今、人口割が大きな比率を占めておりますので、香川県でも森林が多いまんのう町が高松よりかなり少ないということでございますので、これにつきましては、町村会等でも中央のほうへもたびたび要望、陳情いたしております。国のほうでも、かなりそれにつきましては見直しをしてくれているような、今、動きが出ておりますので、今後とも粘り強く話を続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、ちょっと参考資料としてお伺いさせていただきます。もう時間がないきん、課長でいいです。

香川県の環境税はなかったです。全国で47都道府県の中で37ある10件のうちに入っとる環境税をまだやるんですか、なしにしとるんですか、これだけお願いします。分からなんたら後でもいいです。ないんですかね。あれやめたんですか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。

ただいまの川原議員の質問につきましては、内容をちょっと分かりかねる部分がありましたので、再度、お聞きして、後に報告させていただきたいと思っております。

○白川正樹議長 川原議員。

○川原茂行議員 それでは、どうもありがとうございました。議長に特に頭下げてお

きます。ありがとうございました。

○白川正樹議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、9月22日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月7日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員